

9 その他

9.1 データ取得

9.1.1 作業手順

国土交通省などが定める各種作業規程、マニュアル、ガイドライン等に示される標準的な作業手順に従う。

9.1.2 データ取得における留意事項

(1) 「建築物」の属性「計測高さ」

建築物の属性「計測高さ」とは、「建築物の地上の最低点から最高点までの高さ」である。その取得方法には、①地上測量による直接計測、②航空写真測量による直接計測、③航空写真測量・数値表層モデル（DSM：Digital Surface Model）による間接計測、④航空レーザー測量・DSMによる間接計測、⑤階高及び建物階数による推定、⑥建築確認申請等の各種書類に記載された「建築物の高さ」からの転記、等様々な方法が存在する。

このうち、③及び④の方法により取得する場合、DSMには、建築物の屋根以外を計測した点（以下、「ノイズ」と称す）が含まれる。そのため、このノイズを除去したうえで、建築物の最高点までの高さを取得する必要がある。

ただし、ノイズを除去しても、取得した計測高さが必ずしも建築物の最高点までの高さではないことに留意する必要がある。

9.2 データ製品仕様のプロフィール

本データ製品仕様を拡張（本データ製品仕様に地物や地物属性・地物関連役割を追加）や制限（本データ製品仕様を制限し、その一部を使用）することができる。

データ製品仕様の拡張または制限においては、以下に示す規則に従う。

9.2.1 拡張規則

本データ製品仕様に定義されていない地物や地物属性・地物関連役割を用いたい場合は、以下に示す規則に従う。

規則1：本データ製品仕様に定義されておらず、i-UR及びUDXに定義されている地物または地物属性・地物関連を使用したい場合は、i-UR及びUDXから必要な要素を抽出し、i-UR及びUDXの定義と矛盾なく使用する。

規則 2：本データ製品仕様に定義されておらず、CityGML に定義されている地物または地物属性・地物関連を使用したい場合は、CityGML から必要な要素を抽出し、CityGML の定義と矛盾なく使用する。

規則 3：本データ製品仕様に定義されておらず、i-UR 及び CityGML のいずれにも定義されていない地物を使用したい場合には、CityGML に定義された *GenericCityObject* を使用して、地物を追加する。

注記：i-UR または CityGML に該当する地物が存在する場合には、*GenericCityObject* を使用してはならない。

規則 4：本データ製品仕様、i-UR、または CityGML のいずれにも定義されていない地物属性を使用したい場合には、CityGML に定義された *_genericAttribute* の下位型を使用して、これを該当する地物に追加する。

注記 1：本データ製品仕様、i-UR または CityGML に該当する属性が存在する場合には、*_genericAttribute* を使用してはならない。

注記 2：「建築物」に地物属性をコード値型の属性を追加したい場合には、「建築物」に定義された「拡張属性」の仕組みを利用し、コード値型の地物属性を追加する。

規則 5：規則 1、2 または規則 4 に従い、地物属性を追加する場合において、コード型の属性を定義する場合には、必ず、参照すべきコードリストを作成しなければならない。

注記 1：コードリストの形式は、GML 3.1.1 simple dictionary profile (1.0.0) に従う。

規則 6：規則 1 から規則 5 までに示す拡張規則に従い、本データ製品仕様を拡張する場合には、拡張の内容を示すデータ製品仕様を作成しなければならない。

注記 1：データ製品仕様の作成においては、地理空間データ製品仕様書作成マニュアルに従うこと。

9.2.2 制限規則

規則 1：本データ製品仕様に定められた地物、属性または関連を使用しない場合には、応用スキーマの修正は行わず、使用しない地物、属性及び関連の一覧を付したデータ製品仕様を作成しなければならない。